【KDDI 株式会社】

UQmobile 通信サービス契約約款

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正</th></tr>
<tr><td>第１章～第 12 章（略）

料金表
第１表　料金
　第１　基本使用料
　　１　適用
　　基本使用料の適用については、第 38 条（基本使用料及び付加機能利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。
<table>
<tr><th colspan="2">基本使用料の適用</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（８）　ＵＱ家族割の適用</td><td>ア　ＵＱ家族割（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、ＵＱ家族割グループ（本割引を選択する契約者回線及びＵＱｍ約款に定めるＵＱ家族割を選択する回線（以下この欄においてこれらを併せて「割引選択回線」といいます。）により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線（くりこしプランの適用を受けているもの及びウの規定により親回線に指定されたものを除きます。）について、下表に定める額を上限として基本使用料の割引を行うことをいいます。
（表略）
イ～コ　（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>第１章～第 12 章（略）

料金表
第１表　料金
　第１　基本使用料
　　１　適用
　　基本使用料の適用については、第 38 条（基本使用料及び付加機能利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。
<table>
<tr><th colspan="2">基本使用料の適用</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（８）　ＵＱ家族割の適用</td><td>ア　ＵＱ家族割（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、ＵＱ家族割グループ（本割引を選択する契約者回線及びＵＱｍ約款に定めるＵＱ家族割を選択する回線（以下この欄においてこれらを併せて「割引選択回線」といいます。）により構成される回線群をいいます。以下同じとします。）を構成する契約者回線（くりこしプランの適用を受けているもの及びウの規定により親回線に指定されたものを除きます。）について、下表に定める額を上限として基本使用料の割引を行うことをいいます。
（表略）
イ～コ　（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

	(14)　でんきセット割の適用	ア　でんきセット割（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、でんきセット割グループ（割引選択回線（イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）及び１の判定用でんき契約（ウに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線に係る基本使用料について、次表に定める額（通則の規定により基本使用料を日割りした場合は、その日数に応じて日割した額とします。）の割引を行うことをいいます。 （ア）　その料金月の末日において、くりこしプランＳ、くりこしプランＭ、くりこしプランＳ（Ｖ）又はくりこしプランＭ（Ｖ）の適用を受けている場合 １契約者回線ごとに月額 割引額 税抜額 580 円(税込額 638 円) （イ）　その料金月の末日において、くりこしプランＬ又はくりこしプランＬ（Ｖ）の適用を受けている場合 １契約者回線ごとに月額 割引額 税抜額 780 円(税込額 858 円) イ　割引選択回線とは、本割引を選択する契約者回線及びＵＱｍ約款に定めるでんきセット割を選択する電気通信回線をいいます。 ウ　判定用でんき契約とは、当社又は特定事業者のでんき契約約款、ａｕでんき需給約款若しくはａｕでんき供給約款に基づき締結される契約をいいます。 エ　本割引を選択するＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ契約者は、所定の方法により１の判定用でんき契約を指定して、当社に申し出ていただきます。 オ　当社は、エの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。 （ア）　指定した判定用でんき契約の申込みを当社又は特定事業者が承諾できないとき。 （イ）　指定した判定用でんき契約が所属するでんきセ

		ット割グループを構成する割引選択回線の数が 11 以上となるとき。 （ウ）　指定した判定用でんき契約が所属するでんきセット割グループを構成する割引選択回線の数が２以上となる場合であって、その全ての割引選択回線について、同一のＵＱ家族割グループに所属していることを当社が確認できないとき。 （エ）　その契約者回線に係る契約者名義が、指定した判定用でんき契約の契約者名義と異なる場合であって、当社が別に定める基準に適合しないとき。 （オ）　その契約者回線について、他のでんきセット割グループに所属しているとき。 （カ）　その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。 （キ）　その契約者回線がＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。 （ク）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 カ　本割引の計算は、料金月単位で行います。 キ　本割引の適用は、エの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から開始します。 ク　アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本割引を適用しません。 （ア）　くりこしプランの適用を受けていないとき。 （イ）　指定した判定用でんき契約について、そのサービスの提供を受けていないとき。 ケ　クの（イ）の規定にかかわらず、その料金月の末日において、判定用でんき契約のサービスの提供を受けていない場合であっても、本割引の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から起算して６料金月の間、本割引を適用します。

コ　当社は、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

（ア）　本割引の適用を受けている契約者回線について、ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ契約の解除があったとき。

（イ）　判定用でんき契約について、次のいずれかに該当するとき。

①　判定用でんき契約の解除があったとき。

②　当社又は特定事業者がその判定用でんき契約のサービスの提供を開始する前であって、当社又は特定事業者の責めによらない理由により、その契約の申込みの取消し又は解除等があったとき。

（ウ）　その他オのいずれかに該当することとなったとき。

サ　コの規定により、本割引の適用を廃止する場合の取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の２欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、１欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ１欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
１　２以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
２　コの（ア）により本割引を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

シ　ＵＱ　ｍｏｂｉｌｅ契約者は、クの（イ）の②の規定により本割引の廃止があったときは、本割引の適用により当社が割引いた額を支払っていただきます。

ス　契約者は、本割引の適用の可否を判断するためにその契約者回線及び判定用でんき契約に係る情報（それぞれ本割引の適用に必要な範囲に限ります。）について、当

	社及び特定事業者の間で相互に開示し照会すること及びこれを利用することを承諾していただきます。

	附則（21-KDDI 次ビ企 UQm 第 008 号） （実施時期） １　この改定規定は、令和３年６月 10 日から実施します。 （でんきセット割の適用に関する経過措置） ２　料金表第１表（料金）第１（基本使用料）１（適用）(14)の規定にかかわらず、その契約者回線について「ＵＱ学割（2020)」の適用を受けている月は、でんきセット割を適用しません。 （料金等の支払いに関する経過措置） ３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。